

親権停止審判・親権喪失審判

Q 子どもの父母が、定職に就かず、子どもの世話をしないばかりか、子どもに暴力を振るっています。どうすればよいでしょうか。

A 親権停止や親権喪失の審判を申し立てることができます。

このような場合、親権停止の審判を申し立てることが考えられます。
親権停止とは、父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子どもの利益を害するときに、関係者(子どもの親族、児童相談所長、子どもなど)の請求により、家庭裁判所が2年以内の期間に限り親権を行うことができないようにする制度です(改正法により、新たに創設されました。)

さらに事態が深刻な場合には、親権喪失の審判を申し立てることが考えられます。

親権喪失とは、父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子どもの利益を著しく害するときに、関係者(子どもの親族、児童相談所長、子どもなど)の請求により、その親権を失わせる制度です。

なお、児童虐待については、児童相談所が相談、援助を行っています。児童相談所は、必要な場合には、児童を児童福祉施設に入所させたり里親委託の措置をとることについて、家庭裁判所に承認を求めます。



児童虐待とは?

児童虐待には、4つの類型があります
(児童虐待の防止等に関する法律第2条に定義されています。)

○身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

○性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

○ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

○心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

家庭裁判所における子どもに関する主な家事事件と管轄裁判所一覧表

事件の種類	管轄裁判所	申立てができる人
養育費の請求 (増減額)	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所	父又は母
面会交流	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所	父又は母
親権者変更	(調停)相手方の住所地の家庭裁判所 (審判)子の住所地の家庭裁判所	子の親族
未成年後見人選任	未成年被後見人の住所地の家庭裁判所	未成年被後見人又はその親族,その他の利害関係人
養子縁組許可	養子となる者の住所地の家庭裁判所	養親となる者
特別養子縁組	養親となる者の住所地の家庭裁判所	養親となる者
親権喪失	子の住所地の家庭裁判所 ※家事事件手続法の施行前は、事件本人(親権者)の住所地の家庭裁判所	子の親族,検察官,子,未成年後見人, 未成年後見監督人,児童相談所長
親権停止	子の住所地の家庭裁判所 ※家事事件手続法の施行前は、事件本人(親権者)の住所地の家庭裁判所	子の親族,検察官,子,未成年後見人, 未成年後見監督人,児童相談所長
施設入所承認(更新)	児童の住所地の家庭裁判所	都道府県知事(児童相談所長に委任)

詳しく知りたい方は

○法的な問題全般についてのお問合せは...

 **日本司法支援センター(愛称:法テラス)**
0570-078374 <http://www.houterasu.or.jp/>

○養育費については...

最寄りの**母子家庭等就業・自立支援センター**

または**養育費相談支援センター**

0120-965-419 携帯電話・PHSからは 03-3980-4108
<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuh/>

○里親、養子縁組の相談等については... **全国の児童相談所**

○児童虐待の相談・通告については... **全国の児童相談所**または**市区町村の担当窓口**
(児童相談所全国共通ダイヤル) **0570-064-000**

○申立てを行うための手続、必要書類、費用等については...

パソコンの方は

裁判所ウェブサイト

<http://www.courts.go.jp/>

ファクシミリ機能付き電話の方は

家事手続情報サービス 0570-031840 (音声・ファクシミリ共通)

音声案内に従って次のコード番号をプッシュしてください。

養育費請求

(案内) 5513 / (申立書・記入例) 7513

親権者変更

(案内) 5512 / (申立書・記入例) 7512

(親権者が行方不明(死亡)の場合の親権者変更は)

(案内) 5426 / (申立書・記入例) 7426

養子縁組許可

(案内) 5421 / (申立書・記入例) 7421

面会交流

(案内) 5514 / (申立書・記入例) 7514

未成年後見人選任

(案内) 5417 / (申立書・記入例) 7417

特別養子縁組

(案内) 5423 / (申立書・記入例) 7423

全国の家庭裁判所

(平成24年3月 最高裁判所)

家庭裁判所における 子どもに関する手続

家庭裁判所では、子どもに関する様々な
問題を法的に解決するための手続を
取り扱っています。



家 庭 裁 判 所

家庭裁判所では、子どもの福祉の観点から、子どもの健やかな成長にかなうかどうかを基準に、様々な手続において、問題の解決に努めています。



※このリーフレットにおいて、「子ども」とは20歳未満の者のことを、また「児童」とは18歳未満の者のことを指します。

1 離婚に伴う子どもの養育に関する問題を解決するために

養育費の請求

Q 離婚して子どもの親権者になりましたが、私には子どもを養育していく経済力がありません。元配偶者とは、子どもの養育費について話し合いをしましたが、折り合いがつきませんでした。どうすればよいでしょうか。

A 養育費の支払に関する調停を申し立てることができます。

養育費については、平成23年6月に公布された民法等の一部を改正する法律（以下「改正法」※といいます。）により、「離婚後の子の監護について必要な事項」の具体例として明示されました（民法766条第1項）。

養育費の具体的な内容については、まずは父母が話し合って決めることになりますが、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に養育費の調停を申し立て、養育費の支払に関する取決めを求めることができます。

なお、一度養育費を決めた後であっても、その後に事情の変更があった場合（収入が減った場合や再婚した場合、子どもが進学した場合など）には養育費の額の変更（減額・増額）を求める調停を申し立てることができます。

※なお、改正法は平成24年4月1日から施行されます。

面会交流

Q 離婚して親権者にならなかった場合でも、私が定期的に子どもと会うことはできるでしょうか。

A 面会交流に関する調停を申し立てることができます。

別居または離婚後に、子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことを面会交流といいます。

面会交流については、改正法により、「離婚後の子の監護について必要な事項」の具体例として明示されました（民法766条第1項）。

面会交流の具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合って決めることになりますが、話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に面会交流の調停を申し立て、面会交流に関する取決めを求めることができます。

親権者の変更

Q 子どもの親権者である元配偶者から子どもを引き取って私が育てるためには、どうすればよいでしょうか。

A 親権者の変更を求める調停を申し立てることができます。

離婚の際に子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後、子どものために親権者を変更する必要がある場合には、必ず家庭裁判所に親権者変更の調停を申し立てなければなりません。

なお、親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、調停ではなく親権者変更の審判を申し立てることになります。



2 親（親権者）による子どもの養育が不可能又は不適切である場合の問題を解決するために

未成年後見人の選任

Q 姉夫婦が亡くなったため、残された姉夫婦の子どもを監護養育や財産管理（保険金請求等）を行う必要がありますが、どうすればよいでしょうか。

A 未成年後見人選任の審判を申し立てることができます。

親権者の死亡等のため子どもに対し親権を行う者がいない場合、家庭裁判所は関係者（親族や児童相談所長など）からの申立てにより、未成年後見人を選任します。

未成年後見人とは、子どもの法定代理人であり、子どもの監護養育、財産管理、契約等の法律行為などを行います。

未成年後見人については、改正法により、複数でもよいこととされ、また、法人を選任することもできるようになりました。

養子縁組の許可

Q 子どもの父親が死亡した後、一人で子どもを育ててきた母親である私の姪が病気になり、子どもの養育ができないので、母親の叔父である私と妻が子どもを引き取って養育しています。今後、子どもを私ども夫婦の子として育てたいのですが、どうすればよいでしょうか。

A 養子縁組許可を求める審判を申し立てることができます。

子どもを養子とするには、家庭裁判所の許可が必要です。家庭裁判所は、子どもの年齢や子どもが置かれている状況等を総合的に判断し、養子縁組を許可するかどうか判断します。ただし、自己または配偶者の直系卑属（子や孫等）を養子とする場合には許可を要しません。

また、未成年後見人が未成年被後見人を養子とする場合にも、家庭裁判所の許可が必要となります。

なお、子どもを養子とする場合で、養親となる者に配偶者がいる場合には、原則として、夫婦が共に養親となる必要があります。

このほか、特別養子縁組制度※を利用することもできます。

※ 特別養子縁組制度

特別養子縁組とは、原則として6歳未満の子どもの利益のため特に必要があるときに、子どもとその実親側の法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度です。
そのため、養親となる者は、配偶者があり、原則として25歳以上の者で、夫婦共同で養子縁組をする必要があります。また、離縁は原則として禁止されています。